

高知大学さきがけ志金規則

平成 23 年 10 月 26 日
規則 第 33 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に基金を設置し、設置名称を高知大学さきがけ志金（以下「志金」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 志金は、本学の理念である地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問研究の充実・発展を推進するため、これらに対する事業の支援とその環境の更なる整備・充実に資することを目的とする。

(志金の構成)

第 3 条 志金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 一般資金 用途を特定しない寄附金（現金及び有価証券をいう。以下同じ。）
- (2) 特定資金 用途を特定した寄附金
- (3) 前 2 号に規定する資金から生じる運用益

(志金の管理)

第 4 条 志金の管理は、学長が行う。

(事業)

第 5 条 志金は、第 2 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 学生に対する支援事業
- (2) 教育研究に関する支援事業
- (3) 社会連携活動に関する事業
- (4) 国際交流に関する事業
- (5) 高知大学創立 75 周年記念事業
- (6) その他本学の管理運営に関する事業

2 前項に規定する事業に関する必要事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 6 条 志金に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため、高知大学さきがけ志金運営

委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 志金の活動計画の作成に関すること。
- (2) 志金の予算決算に関すること。
- (3) 募金活動の方針及び実施に関すること。
- (4) 寄附者に対する謝意表明に関すること。
- (5) その他志金に係る管理運営に関すること。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学外の有識者のうちから学長が委嘱する者 若干人
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、学長がその都度定める。

4 運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

7 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 運営委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 運営委員会に、志金の管理運営を円滑に処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(事業年度)

第8条 志金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営費)

第9条 志金の運営に必要な経費については、原則として志金（国立大学法人高知大学における余裕金の運用益の活用に関する要領（平成23年役員会決定）第4条に定める運用

益を優先)をもって充てる。

- 2 前項の経費については、毎年度その予算及び決算について運営委員会の審議を経るものとする。

(寄附金の受入れ及び管理)

第10条 寄附金の受入れ及び管理については、本規則及び本規則に基づく細則等で定める場合を除いては、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則(平成16年規則第65号)の定めるところによる。

(事務)

第11条 志金に関する事務は、広報・校友課が担当する。

- 2 志金の財務及び会計に関する事務の取扱いは、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学会計規則(平成16年規則第77号)その他の規則の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、志金に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 平成23年度の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、平成23年10月26日から平成24年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月30日規則第119号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日規則第114号)

この規則は、平成25年3月27日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第104号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月13日規則第12号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。